

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
衛生関係計測器の校正	WM-T000013	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成30年1月24日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	九州補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、九州補給処における衛生関係計測器の校正について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 校正に関する要求

2.1 校正対象品目・数量

校正対象品目及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j) に示す“校正”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a) に示す“確定作業方式”とする。

2.4 校正基準

校正基準は、公的機関、公的機関から指定（登録）を受けた者又は製造者が規定する校正基準による。

2.5 校正要領

校正要領は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1によるほか、公的機関、公的機関から指定（登録）を受けた者又は製造者が規定する校正要領による。

表1－校正要領

工程	作業内容	注記
1	入場点検	校正品の外観状態及び機能を点検する。
		－

表1—校正要領（続き）

工程		作業内容	注記
2	清掃	圧縮空気などによって清掃及び洗浄し、付着しているほこりなどを除去する。	—
3	校正（点検）	計測器（校正品）と標準器とを対照し、合否を判定する。必要に応じて、計測器の指示値を修正する。	標準器は、公的機関において年1回以上校正されたものを使用する。
4	総合点検	校正品の総合点検を行う。	—
5	包装など	4.1による。	—

2.6 校正機関など

校正機関などは、調達要領指定書によって指定する。

2.7 校正実施場所

校正実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の

2.6 a)に示す“営業所等”とする。

3 品質保証

3.1 試験

試験に必要な器材、設備などは、GLT-CG-Z000001の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、次による。

- a) 契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。
- b) 完成検査は、公的機関、公的機関から指定（登録）を受けた者又は製造者が発行する校正済証などをもって完成検査合格とする。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付・官給品

校正に必要な無償貸付及び官給品は、GLT-CG-Z500002の5.1による。

5.2 合格証

合格証は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.4.1 b)による。

5.3 提出書類

提出書類は、GLT-CG-Z500002の5.4.2によるものとし、数量は、調達要領指定書によって指定する。

5.4 輸送

引渡しから引取りの間の輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

5.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。